

障害者差別解消法・合理的配慮に関する参考資料

特別支援教育課

平成 28 年 3 月

目 次

1	基礎的事項Q&A	1
2	教育支援プランA Bについて	5
3	教育支援プランAへの合理的配慮の記載例について	9
4	視覚障害の合理的配慮の例	10
5	聴覚障害の合理的配慮の例	13
6	知的障害の合理的配慮の例	16
7	肢体不自由の合理的配慮の例	19
8	病弱の合理的配慮の例	22
9	言語障害の合理的配慮の例	25
10	自閉症・情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害 の合理的配慮の例	28
11	その他の記載例	33

<基礎的事項Q & A> (国立特別支援教育総合研究所 インクルDBより抜粋)

Q 障害者権利条約とは何ですか。

A 障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、20年5月に発効しました。日本政府は早期の締結を目指し、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法令の整備等を進め、25年12月4日に国会で承認され、26年1月20日に批准されました。なお、本条約は平成26年2月19日に我が国について効力を生ずることとなります。

障害者の権利に関する条約の中で、教育については第24条に記載されており、同条約が求めるインクルーシブ教育システム (inclusive education system) について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」 (reasonable accommodation) が提供される等が必要とされています。

Q 障害者差別解消法とは何ですか。

A 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止、国の行政機関や地方公共団体等による「合理的配慮の不提供」の禁止、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」の作成等について定められており、一部を除き平成28年4月1日に施行されることとなっています。

Q 合理的配慮とは何ですか。

A 「合理的配慮」とは、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものとされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

Q 合理的配慮の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段 (筆談、読み上げなど) で対応することなどが挙げられます。

Q 合理的配慮における「均衡を失した」または「過度の」負担の判断基準は何ですか。

A 「合理的配慮」における「均衡を失した」又は「過度の」負担について、一律の判断基準があるものではありません。「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度

の」負担について、個別に判断することとなり、その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要があります。

Q 基礎的環境整備とは何ですか。

A 「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。

Q インクルーシブ教育システムとは

A インクルーシブ教育システム (inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」 (reasonable accommodation) が提供されること等が必要とされています。また、報告では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

Q 多様な学びの場とは何ですか。

A 「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことを示しています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

そのため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

Q 特別支援教育において行われてきた配慮と合理的配慮の関係はどうなっていますか。

A 「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、これまでも、学校の設置者及び学校においては、障害のある子供に対して必要な変更・調整が行われてきたところです。

報告（特々委員会）では、学校教育において行われてきたこれらの配慮について、「合理的配慮」の観点として改めて整理を行っています。

Q 交流及び共同学習とは何ですか。

A 小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。

Q 特別支援学校のセンター的機能とは何ですか。

A 特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しています。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められています。

Q 「スクールクラスター」（域内の教育資源の組合せ）とは何ですか。

A 「スクールクラスター」とは、域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）の組合せのことを指します。域内の教育資源それぞれが単体だけでは、そこに住んでいる障害のある子供一人一人の多様な教育的ニーズに応えることは難しいため、スクールクラスターにより子供一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築していくことが重要です。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的な機能の活用が効果的です。

Q 学校における「合理的配慮」の提供はどのように決定されますか。

A 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の子供の状態把握を行う必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望まれます。また、個別の指導計画にも活用されることが望まれます。

「合理的配慮」の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することと

なります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間の共通理解を図る必要があります。

Q 報告*の「合理的配慮」の観点は、どのような点に留意して活用すればよいですか。

A 「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難なことから、報告では、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を類型化するとともに、観点ごとに、各障害種に応じた「合理的配慮」を例示するという構成で整理しています。

なお、報告に示されている観点は、あくまで例示であり、これ以外は「合理的配慮」として提供する必要がないというものではなく、「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであることに留意が必要です。

(報告*…中教審「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」)

Q 学校が「合理的配慮」を提供する際に、保護者に協力を求めることはできますか。

A 「合理的配慮」の具体的内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、その提供に際して必要な範囲で保護者等の協力を求めることは、必ずしも否定されるものではありませんが、報告*においては、「設置者及び学校が決定するに当たっては、本人及び保護者と、個別の教育支援計画を作成する中で、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。例えば、設置者及び学校が、学校における保護者の待機を安易に求めるなど、保護者に過度の対応を求めることは適切ではない。」とされており、このことを踏まえ、適切に検討をすることが必要です。

Q 「合理的配慮」の内容について、プランABへの記載は必要ですか。

A 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等子供の状態把握を行う必要があります。

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望まれます。また、個別の指導計画にも活用されることが望まれます。

<教育支援プランABについて>

【留意点】（障害者差別解消法及び文科省対応指針より一部抜粋）

- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- **社会的障壁**の定義（差別解消法第2条2より）「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」
- **意思の表明がない場合**であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白な場合は、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的な対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。
- **この指針で「望ましい」と記載されている内容**は、できるかぎり取り組むことが望まれることを意味している。
- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を**個別の教育支援計画（プランA）**に明記することが重要である。
- 学校は、合理的配慮の提供者であることに加え、障害のある幼児、児童及び生徒が社会に参加していくに当たり、適切な「意思の表明」ができるよう、**必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身に付けるための教育**を担う機関でもある。

※ 教特第530号「教育支援プランの改訂について（通知）」及び別添資料（教育支援プランABの記入例）を付けてあるので、参考としていただきたい。

教 特 第 5 3 0 号
平成 2 8 年 1 月 1 5 日

各県立特別支援学校長 様

県立学校部特別支援教育課長

教育支援プランの改訂について（通知）

平成28年4月より「障害者の差別の解消に関する法律」が施行されることに伴い、各学校において合理的配慮を提供することが義務付けられることとなります。

平成27年11月26日付け27文科初第1058号「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について」においては、提供する合理的配慮については「その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である」とされています。

これらを踏まえ、本県においても、別添資料のとおり合理的配慮の内容について支援プランAに記載することとしましたので、よろしくお願いいたします。

担 当 県教育局県立学校部特別支援教育課
教育指導担当 高井 賢一
電 話 048-830-6886
F A X 048-830-4960
E-mail takai.kenichi@pref.saitama.lg.jp

教育支援プランA（個別の教育支援計画） 記入例

ふりがな	〇〇 〇〇	性別	生年月日	取扱注意	
本人氏名	〇〇 〇〇				
ふりがな	〇〇 〇〇	住所			
保護者氏名	〇〇 〇〇	TEL			
対象期間	平成〇年〇月〇日（〇学部〇年）から平成〇年〇月〇日（〇学部〇年）まで3年間				
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名	
1 平成28年度	県立〇〇特別支援学校	〇〇 〇〇	〇学部・〇年・〇組	〇〇 〇〇	
2					
3					
特別な教育的ニーズ	（対象幼児児童生徒は現在）①…… ②…… ③……（…という状況である。…という点で困っている。） 従って（発達段階や本人の特性・保護者の願いを踏まえ、中長期的な視点から）①… ②…などの支援が必要である。 支援に当たっては（置かれている環境、本人の特性・得意分野などを考慮し）①… ②…などの配慮が必要である。				
（追加）					
本人・保護者の願い	※今伸ばしたい力 ※長期的（3年程度）な目標 ※興味・関心のある事柄 ※得意なこと ※苦手なこと ※必要な配慮についての意思の表明 等				
合理的配慮の実施内容	※合意の形成に基づいて実施した合理的配慮の内容を記入する				
（追加）					
教育機関の支援		目標・機関名	支援内容	評価	
	所属校	〇〇特別支援学校 ①…… ②……（3年間を見据えた目標） ③……	①…… ②……（支援内容・配慮事項） ③……	※個々の支援内容についての評価を踏まえ、特徴的な事柄を記入 ※1, 2年目に達成した場合、目標を見直す場合、引き継ぎが必要な場合には、その時点で記入する（記入年月日を入れる）	
	（追加）				
	就学支援委員会の助言内容	〇〇市就学支援委員会	※支援機関・支援内容等に対する助言などを記入する		
	（追加）				
	支援籍、交流及び共同学習	〇〇市立〇〇学校で支援籍学習	①……、②……（支援内容） 〇学期（月・週）〇回、〇の学習に参加		
（追加）					
関係機関の支援		機関名	支援内容		
	医療・保健	病院（主治医等）、保健所、保健センターなど	※現在の通院の状況、発作等への薬物治療の状況、身体障害への治療内容などを記入する。		
	（追加）				
	福祉・労働	児童相談所、福祉事務所、生活支援センター、就労支援センター、企業、作業所など	※各機関からどのような支援を受けるか ※今後（卒業後に向けて）どのような支援が必要か ※産業現場等における実習の状況と今後の課題 ※個別移行支援計画としての内容は、補助シートで補う		
	（追加）				
家庭・地域	学童保育、子ども会、放課後活動、ボランティア、習い事など	※放課後や週末、地域の学童保育などで支援を受ける ※ボランティアの支援を受ける ※家庭での生活や配慮事項 ※余暇の過ごし方			
（追加）					
本人のプロフィール	障害の状況	※障害名 ※手帳の種類（取得年月日）※発作・服薬の有無・状況・配慮点 ※障害の程度・状況等 ※障害から派生する生活上・行動上の配慮事項			
	生育歴 療育歴 教育歴	※出産時の様子 ※子育てで気になった点（運動、言語、対人関係等）※乳幼児検診 ※治療・訓練の経過 ※保育所・幼稚園への通園状況 ※学校への通学状況			
	相談歴 諸検査	※保健センター親子相談 ※発達相談 ※教育委員会・就学相談 ※知能検査、社会生活能力検査の実施結果			
	その他				

教育支援プランB (個別の指導計画)

本人氏名	○○ ○○	学校名	県立○○特別支援学校	取扱注意
学部・学年・組	○学部○年○組	記入者名	○○ ○○	
指導方針	<p>※教育支援プランAを受けて、年度当初の状況を踏まえ、具体的な指導目標と配慮事項を記入する。</p> <p>現在・・・という状況である(・・・ができるようになってきた、・・・に興味を持っている、・・・でつまずいている)ので、・・・に配慮しながら(・・・という場を設定しながら)・・・できる(・・・の力を伸ばす、・・・が経験できる、・・・に自信がもてる、・・・への関心・意欲を育てる)ように指導する。</p>			
(追加)				
指導に結びつく実態				
1 健康の保持 (日常生活面、健康面など)	<p>※自立活動の6区分(26項目)を意識し、幼児児童生徒の全体像を踏まえたうえで、指導に結び付く実態を記入する。</p> <p>※「ここまではできる」という現状を明確にする。</p>			
(追加)				
2 心理的な安定 (情緒面、状況の理解など)				
(追加)				
3 人間関係の形成 (人とのかかわり、集団への参加など)				
(追加)				
4 環境の把握 (感覚の活用、認知面、学習面など)				
(追加)				
5 身体の動き (運動・動作、作業面など)				
(追加)				
6 コミュニケーション (意思の伝達、言語の形成など)				
(追加)				
7 その他 (性格、行動特徴、興味関心など)				
(追加)				
教科・領域等	学習課題・目標	指導内容・方法・手だて	評価	
自立活動	※課題に基づいた具体的な目標を能動的な表現で記入する	領域・教科等のそれぞれの指導内容を書き込んだ年間指導計画などを作成していることを前提に、それらに基づき、個別の指導目標、指導内容、配慮事項等を明らかにしたもの	指導場面での特徴的な様子、成長した点、今後の課題や目標などを具体的・客観的に記入する	
(教科・領域)			教科・領域ごとに重点的な指導場面について、具体的に方法(手だて)を記入する。	
		幼児児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記する		

<教育支援プランAへの合理的配慮の記載例について>

【合意的配慮の記載例について】

- 本人・保護者による意思の表明は「本人・保護者の願い」の欄に記載。（この資料では、以下◎と示す）
 - 合理的配慮は「合理的配慮の実施内容」の欄に記載する。（この資料では、以下◎と示す）
 - ①は、中教審初等中等教育分科会・特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の別表より合理的配慮の例
 - ②は、県教委「理解と支援のための知恵袋」を参考に想定される合理的配慮の例
 - 記載例は、中教審の報告の分類に従って以下のように7つに分けているが、児童生徒の障害は多様化しているので、他の障害種に書かれている内容も参考にしていきたい。
- <分類>
- 視覚障害
 - 聴覚障害
 - 知的障害
 - 肢体不自由
 - 病弱
 - 言語障害
 - 自閉症・情緒障害（自）、学習障害（学）、注意欠陥多動性障害（注）
- 障害ごとの記載例のあとに、実際の教育支援プランAの様式を使った記載例も示しているため、併せて参考としていただきたい。

※ 資料に示す合理的配慮は一つの例である。報告では以下のように示されている。

障害種別に応じた「合理的配慮」は、全ての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられる例を示している。示されているもの以外は「合理的配慮」として提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。また、障害種別に応じた「合理的配慮」を例示しているが、複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別に示している「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

学校における合理的配慮は、学校（担任等）と保護者と面談等をする中で、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが基本となるので、この資料に記載されている例に留まることなく、しっかりと話し合っており、どのような場面で、どのようなことを配慮していくのか合意形成を図っていくことが大切である。

視覚障害の合理的配慮の例

<視覚障害 ①>

- ㊦ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮をしてほしい。(1-1-1)
- ㊧ 見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(弱視レンズ等の効果的な活用、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等)

- ㊦ 学習内容の変更・調整について配慮してほしい。(1-1-2)
- ㊧ 視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保 等)

- ㊦ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮をしてほしい。(1-2-1)
- ㊧ 見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。(聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真 等)また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。(画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等)
- ㊧ (視覚障害と聴覚障害) 障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。(補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用 等)

- ㊦ 学習機会や体験の確保について配慮してほしい。(1-2-2)
- ㊧ 見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。また、気付きにくい事柄や理解しにくい事柄(遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等)の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

- ㊦ 心理面・健康面について配慮してほしい。(1-2-3)
- ㊧ 自己の視覚障害を理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにするとともに、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくい時には自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。また、視覚に障害がある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。
- ㊧ (視覚障害と聴覚障害) 見えにくく聞こえにくいことから多人数と同時にコミュニケーションが取りにくいいため、学級内で孤立しないように、適時・適切な情報の提供を保障する。

- ㊦ 専門性のある指導体制の整備をしてほしい。(2-1)
- ㊧ 特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを日常生活で必

要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、点字図書館等地域資源の活用を図る。

- ㊦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮をしてほしい。（２－２）
- ㊧ その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。
- ㊦ 災害時等の支援体制の整備をしてほしい。（２－３）
- ㊧ 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。
- ㊦ 校内環境のバリアフリー化を進めてほしい。（３－１）
- ㊧ 校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する。（廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する 等）
- ㊦ 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮をしてほしい。（３－２）
- ㊧ 見えやすいように環境を整備する。（眩しさを防ぐために光の調整を可能にする設備（ブラインドやカーテン、スタンド等）必要に応じて教室に拡大読書器を設置する 等）
- ㊦ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮をしてほしい。（３－３）
- ㊧ 避難経路に明確な目印や照明を設置する。

<視覚障害 ②>

- ㊦ 視覚障害への配慮に関する様々な意思の表明に対して。
- ㊧ 話しかける際には正面から名前を呼び、本人がこちらに注意を向けてから話す。
- ㊧ 聴覚からの情報を得やすくするため、必要に応じて静かさに配慮し椅子の騒音を軽減するためのクッションを付ける。
- ㊧ 一人で移動できるように、校内の必要な個所に点字シールや視覚障害者誘導ブロックを敷設する。
- ㊧ 絵本等の点訳や点字本の整備を行う。
- ㊧ 文字や絵などを見せる時には口頭での説明を行う。板書の時は言葉に出して言う。
- ㊧ 動作を教える時には、言葉での説明だけでなく手を取って分かるように示す。
- ㊧ 可能な限り実物を使い、触れられる物には触れるようにする。
- ㊧ じっくりと見たり触れたりする時間を作り、自分で確かめられるようにする。
- ㊧ 学習に時間がかかる場合は、じっくり学ぶ機会を作るとともに、子どもに大きな負担がかからないように学習内容を精選し、基礎・基本をしっかりと学べるようにする。
- ㊧ ICT機器を積極的に活用する。

教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名				
ふりがな		住所		
保護者氏名		TEL		
対象期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで3年間			
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的ニーズ				
（追加）				
本人・保護者の願い	・視覚障害があるので、校内の移動や情報保障に配慮してほしい。			
合理的配慮の実施内容	・単独で移動できるように、校内の必要な個所に点字シールや視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。絵本等の点訳や点字本の整備を行う。			
（追加）				
教育機関の支援		目標・機関名	支援内容	評価
	所属校			
	（追加）			
	就学支援委員会の助言内容			
	（追加）			
	支援籍、交流及び共同学習			
（追加）				
関係機関の支援		機 関 名	支 援 内 容	
	医療・保健			
	（追加）			
	福祉・労働			
	（追加）			
	家庭・地域			
（追加）				
本人のプロフィール	障害の状況			
	これまでの支援内容	生育歴		
		療育歴		
		教育歴		
	相談歴			
	諸検査			
	その他			

（注）療育手帳 ㊤ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

聴覚障害の合理的配慮の例

<聴覚障害 ①>

- ㊦ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮をしてほしい。(1-1-1)
- ㊧ 聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段(身振り、簡単な手話等)の活用に関すること 等)

- ㊦ 学習内容の変更・調整について配慮してほしい。(1-1-2)
- ㊧ 音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等)

- ㊦ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮をしてほしい。(1-2-1)
- ㊧ 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用等)また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等)、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用 等)
- ㊧ (視覚障害と聴覚障害)障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。(補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用 等)

- ㊦ 学習機会や体験の確保について配慮してほしい。(1-2-2)
- ㊧ 言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。(話合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導等)また、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。

- ㊦ 心理面・健康面について配慮してほしい。(1-2-3)
- ㊧ 情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。また、通常の学級での指導に加え、聴覚に障害がある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。
- ㊧ (視覚障害と聴覚障害)見えにくく聞こえにくいことから多人数と同時にコミュニケーションが取りにくいいため、学級内で孤立しないように、適時・適切な情報の提供を保障する。

- ㊦ 専門性のある指導体制の整備をしてほしい。(2-1)
- ㊧ 特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、児童生徒のための交流会の活用を図る。

- ㊦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮をしてほしい。
(2-2)
- ㊦ 使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。
- ㊦ 災害時等の支援体制の整備をしてほしい。(2-3)
- ㊦ 放送等による避難指示を聞き取ることができない児童生徒に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。
- ㊦ 校内環境のバリアフリー化を進めてほしい。(3-1)
- ㊦ 放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。(教室等の字幕放送受信システム 等)
- ㊦ 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮をしてほしい。
(3-2)
- ㊦ 教室等の聞こえの環境を整備する。(絨毯・畳の指導室の確保、行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示 等)
- ㊦ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮をしてほしい。(3-3)
- ㊦ 緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

<聴覚障害 ②>

- ㊦ 聴覚障害への配慮に関する様々な意思の表明に対して。
- ㊦ 補聴器や人工内耳であっても聞こえの状況によっては、話しかける際には正面から呼びかけ、本人がこちらに注意を向けてから話す。
- ㊦ 聴覚からの情報を得やすくするため、静かさに配慮し椅子の騒音を軽減するためのクッションを付ける。
- ㊦ 話す際には、正面で口をはっきり開けて、少しだけゆっくりと自然な声で話す。
- ㊦ 初めに呼びかける時や何かを一斉に始める時などは、本人に分かる方法で合図する。
- ㊦ 本人が聞き取りづらいつらいつらと感じたとき、心に負担なく聞き返せるような雰囲気を作る。
- ㊦ 話し合いや大勢の会話の中では、どんな内容か分かるように簡単なメモや説明を付け加えるようにする。
- ㊦ 授業などでは、学習や活動の流れやプログラムを示し見通しが持てるようにする。
- ㊦ 授業や活動場面では、取り組み方の見本を示す。
- ㊦ 学習の場面では、聞こえの状態を考慮して座席の位置を決定する。
- ㊦ 学習に時間がかかる場合は、じっくり学ぶ機会を作るとともに、子どもに大きな負担がかからないように学習内容を精選し、基礎・基本をしっかりと学べるようにする。
- ㊦ 学習においては、内容が分かりやすくなるように、板書や視覚的な教材、カードなどを使用する。
- ㊦ ICT機器を積極的に活用する。

教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名				
ふりがな		住所		
保護者氏名		TEL		
対象期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで3年間			
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的ニーズ				
（追加）				
本人・保護者の願い	・右耳がほとんど聞こえていないので、配慮してほしい。			
合理的配慮の実施内容	・教室内の座席の位置を左耳から聞こえやすい位置にする。話しかける際には、左側から話しかけるようにする。必要に応じて、文字情報や絵カード、写真カード等を併用する。			
（追加）				
教育機関の支援		目標・機関名	支援内容	評価
	所属校			
	（追加）			
	就学支援委員会の助言内容			
	（追加）			
	支援籍、交流及び共同学習			
（追加）				
関係機関の支援		機関名	支援内容	
	医療・保健			
	（追加）			
	福祉・労働			
	（追加）			
	家庭・地域			
（追加）				
本人のプロフィール	障害の状況			
	これまでの支援内容	生育歴		
		療育歴		
		教育歴		
	相談歴			
	諸検査			
	その他			

（注）療育手帳 ㊤ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

知的障害の合理的配慮の例

<知的障害 ①>

- ㊦ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮をしてほしい。(1-1-1)
- ㊧ できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行う。

- ㊦ 学習内容の変更・調整について配慮してほしい。(1-1-2)
- ㊧ 知的発達が遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等)

- ㊦ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮をしてほしい。(1-2-1)
- ㊧ 知的発達が遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。(文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等)

- ㊦ 学習機会や体験の確保について配慮してほしい。(1-2-2)
- ㊧ 知的発達が遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、生活力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。

- ㊦ 心理面・健康面について配慮してほしい。(1-2-3)
- ㊧ 知的発達が遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

- ㊦ 専門性のある指導体制の整備をしてほしい。(2-1)
- ㊧ 知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校(知的障害)のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。

- ㊦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮をしてほしい。(2-2)
- ㊧ 知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。

- ㊦ 災害時等の支援体制の整備をしてほしい。(2-3)
- ㊧ 適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

- ㊦ 校内環境のバリアフリー化を進めてほしい。(3-1)
- ㊧ 自主的な移動を促せるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。

- ㊦ 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮をしてほしい。(3-2)
- ㊧ 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活力の向上が必要であることから、生活体験を主とした活動を可能にする場を用意する。

- ㊦ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮をしてほしい。(3-3)
- ㊧ 災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

<知的障害 ②>

- ㊦ 知的障害への配慮に関する様々な意思の表明に対して。

- ㊧ 体験活動を多くし、生活経験を通して学習ができるようにする。
- ㊧ 絵カードや写真など、視覚に働きかける教材を活用する。
- ㊧ 活動時間は余裕をもって設定する。
- ㊧ 本人が取り組むべき課題や活動場所を明確に提示する。
- ㊧ 話の内容をイメージしやすいように、絵カードや具体物で分かりやすく提示する。
- ㊧ 学習内容はポイントを整理し、分かりやすく伝える。
- ㊧ 活動する場所、待つ場所、並び順番などが分かるように色分けしたり、数字を付けたりする。
- ㊧ 体育や特別活動などでは、一緒に活動する友達が分かるように同じ色のゼッケンなどを使用する。
- ㊧ 学習においては、できる課題、分かる課題を用意し自信を持って取り組めるようにする。
- ㊧ 余計な刺激の少ない環境を設定して課題に集中できるようにする。
- ㊧ ICT機器を積極的に活用する。

教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名				
ふりがな		住所		
保護者氏名		TEL		
対象期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで3年間			
作成年度	学 校 名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的 ニーズ (追加)				
本人・保護者の 願 望	・本人はよく話しているが、実際はよく分かっていないことも多いので配慮してほしい。			
合理的配慮の 実 施 内 容 (追加)	・平易な言葉でわかりやすく具体的に、また、一度に1つずつ指示をするようにする。			
教育機関の 支 援	目 標 ・ 機 関 名	支 援 内 容		評 価
	所 属 校			
	(追加)			
	就学支援委員会 の助言内容			
	(追加)			
	支援籍、交流及 び共同学習			
(追加)				
関係機関の 支 援	機 関 名	支 援 内 容		
	医療・保健			
	(追加)			
	福祉・労働			
	(追加)			
本人の プ ロ フ ィ ー ル	障 害 の 状 況			
	こ れ ま で の 支 援 内 容	生育歴		
		療育歴		
		教育歴		
	相談歴			
	諸検査			
	その他			

(注)療育手帳 ㊤ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

肢体不自由の合理的配慮の例

<肢体不自由 ①>

- ㊦ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮をしてほしい。(1-1-1)
- ㊧ 道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。(片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援 等)

- ㊦ 学習内容の変更・調整について配慮してほしい。(1-1-2)
- ㊧ 上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更 等)

- ㊦ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮をしてほしい。(1-2-1)
- ㊧ 書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器 等)の活用 等)

- ㊦ 学習機会や体験の確保について配慮してほしい。(1-2-2)
- ㊧ 経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。(新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする、車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る 等)

- ㊦ 心理面・健康面について配慮してほしい。(1-2-3)
- ㊧ 下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。(体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保 等)

- ㊦ 専門性のある指導体制の整備をしてほしい。(2-1)
- ㊧ 体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校(肢体不自由、知的障害)からの支援を受けるとともにPT、OT、ST等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。

- ㊦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮をしてほしい。(2-2)
- ㊧ 移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

- ㊦ 災害時等の支援体制の整備をしてほしい。(2-3)
- ㊧ 移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。(車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成 等)
- ㊨ 校内環境のバリアフリー化を進めてほしい。(3-1)
- ㊩ 車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。(段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置 等)
- ㊪ 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮をしてほしい。(3-2)
- ㊫ 上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。(上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等)
- ㊬ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮をしてほしい。(3-3)
- ㊭ 移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。(車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器 等)

<肢体不自由 ②>

- ㊮ 肢体不自由への配慮に関する様々な意思の表明に対して。
- ㊯ 車いすなどを使用している場合は、長時間同じ姿勢でいることがないように車いすから降りて体を休める時間を作る。
- ㊰ 口内やのどが渇きやすい場合や体温調節が苦手な場合は、水分補給をこまめに行う。
- ㊱ 体育などの授業で制限がある場合は、学習に参加できるように競技やルールを一部変更したり工夫したりする。
- ㊲ 手指の動きに不自由がある場合は、書く時間をしっかり取ったり、適切な支援機器の活用を行う。
- ㊳ 校内で教室間の移動の際など、車いすでスムーズに移動できるように段差をなくす。
- ㊴ 咀嚼と嚥下に困難さがある場合は、給食を刻み食やペースト食、裏ごし食などにする。誤嚥しないように注意をしながら食事の介助をする。
- ㊵ アレルギーがある場合は、除去食を用意したり他の児童が食べているものが混入しないようにする。
- ㊶ 喀痰吸引などの医療的ケアが必要な場合は、県の医療的ケアガイドラインに則って実施する。
- ㊷ ICT機器を積極的に活用する。

教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名				
ふりがな		住所		
保護者氏名		TEL		
対象期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで3年間			
作成年度	学 校 名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的 ニーズ				
（追加）				
本人・保護者の 願い	・言葉を話すことが難しいのでタブレットパソコンを使わせたい。			
合理的配慮の 実施内容	・タブレットパソコンのトークアシストやトーキングエイドを使って意思の表出ができるようにする。			
（追加）				
教育機関の 支援	目標・機関名	支 援 内 容		評 価
	所 属 校			
	（追加）			
	就学支援委員会の 助言内容			
	（追加）			
	支援籍、交流及 び共同学習			
（追加）				
関係機関の 支援	機 関 名	支 援 内 容		
	医療・保健			
	（追加）			
	福祉・労働			
	（追加）			
	家庭・地域			
（追加）				
本人の プロフィール	障害の状況			
	これまでの 支援内容	生育歴		
		療育歴		
		教育歴		
	相談歴			
	諸検査			
	その他			

（注）療育手帳 ㊤ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

病弱の合理的配慮の例

<病弱 ①>

- ㊦ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮をしてほしい。(1-1-1)
- ㊧ 服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。(服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の副作用の理解とその対応、必要に応じた休憩など病状に応じた対応等)

- ㊦ 学習内容の変更・調整について配慮してほしい。(1-1-2)
- ㊧ 病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。(習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更 等)

- ㊦ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮をしてほしい。(1-2-1)
- ㊧ 病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。(友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等)

- ㊦ 学習機会や体験の確保について配慮してほしい。(1-2-2)
- ㊧ 入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す児童生徒の教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。(視聴覚教材等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導、テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組 等)

- ㊦ 心理面・健康面について配慮してほしい。(1-2-3)
- ㊧ 入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。(治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導 等)

- ㊦ 専門性のある指導体制の整備をしてほしい。(2-1)
- ㊧ 学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。(主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調把握のための保護者との連携、緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築)また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。

- ㊦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮をしてほしい。
(2-2)
- ㊦ 病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、児童生徒、教職員、保護者の理解啓発に努める。(ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解 等)
- ㊦ 災害時等の支援体制の整備をしてほしい。(2-3)
- ㊦ 医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する。(病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童生徒(心臓病等)が逃げ遅れないための支援 等)
- ㊦ 校内環境のバリアフリー化を進めてほしい。(3-1)
- ㊦ 心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や児童生徒が自ら医療上の処置(二分脊椎症等の自己導尿等)を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。
- ㊦ 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮をしてほしい。
(3-2)
- ㊦ 病状の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。(色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム、相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設、落ち着けない時や精神状態が不安定な時の児童生徒が落ち着ける空間の確保等)
- ㊦ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮をしてほしい。(3-3)
- ㊦ 災害等発生時については病気のため迅速に避難できない児童生徒の避難経路を確保する、災害等発生後については薬や非常用電源の確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。

<病弱 ②>

- ㊦ 病弱への配慮に関する様々な意思の表明に対して。
- ㊦ 体育などの活動に制限のある場合は、過度の負担にならないように活動の内容や量を状況に応じて変更したり調整する。
- ㊦ 疲れやすさがある場合は、活動の内容を変更したり椅子を用意したりする。
- ㊦ 気を付けなければならない症状や体調の変化などに注意するとともに保護者との連絡を密にする。
- ㊦ ICT機器を積極的に活用する。

教育支援プランA (個別の教育支援計画)

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名				
ふりがな		住所		
保護者氏名		TEL		
対象期間	平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで3年間			
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的 ニーズ				
(追加)				
本人・保護者の 願い	・心臓に持病があるので、体力がなく、チアノーゼを起こしやすいので配慮してほしい。			
合理的配慮の 実施内容	・心臓への負担を考慮し、活動内容や活動量を調整する。体温の低下を防ぐため、風にあたらないように教室内の座席の配置を調整する。			
(追加)				
教育機関の 支援		目標・機関名	支援内容	評価
	所属校			
	(追加)			
	就学支援委員会の 助言内容			
	(追加)			
	支援籍、交流及 び共同学習			
(追加)				
関係機関の 支援		機関名	支援内容	
	医療・保健			
	(追加)			
	福祉・労働			
	(追加)			
	家庭・地域			
(追加)				
本人の プロフィール	障害の状況			
	これまでの 支援内容	生育歴		
		療育歴		
		教育歴		
	相談歴			
	諸検査			
	その他			

(注)療育手帳 ㊿ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

言語障害の合理的配慮の例

<言語障害 ①>

- ㊦ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮をしてほしい。(1-1-1)
- ㊧ 話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行う。(一斉指導における個別的な発音の指導、個別指導による音読、九九の発音等の指導)

- ㊦ 学習内容の変更・調整について配慮してほしい。(1-1-2)
- ㊧ 発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。(教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等)

- ㊦ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮をしてほしい。(1-2-1)
- ㊧ 発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。(筆談、ICT機器の活用等)

- ㊦ 学習機会や体験の確保について配慮してほしい。(1-2-2)
- ㊧ 発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う。

- ㊦ 心理面・健康面について配慮してほしい。(1-2-3)
- ㊧ 言語障害(構音障害、吃音等)のある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

- ㊦ 専門性のある指導体制の整備をしてほしい。(2-1)
- ㊧ 特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能及び言語障害特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、言語障害の専門家(ST等)との連携による指導の充実を図る。

- ㊦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮をしてほしい。(2-2)
- ㊧ 構音障害、吃音等の理解、本人の心情理解等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

- ㊦ 災害時等の支援体制の整備をしてほしい。(2-3)
- ㊧ 発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練を行う。

<言語障害 ②>

- ㊦ 言語障害への配慮に関する様々な意思の表明に対して。

- ㊦ 発音に不明瞭さがある場合は、話すことに自信を失うことがないように、発言が終わるまでしっかりと聞きくようにする。
- ㊦ 分かったことをしっかりフィードバックするために、本人の話が「ちゃんと分かった」「ここが分かった」と分かった言葉で繰り返して言うようにする。
- ㊦ 構音障害や吃音がある場合は、本人が話すことに抵抗がなくなるような雰囲気作りをする。
- ㊦ ICT機器を積極的に活用する。

教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意	
本人氏名					
ふりがな		住所			
保護者氏名		TEL			
対象期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで3年間				
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名	
1					
2					
3					
特別な教育的 ニーズ					
（追加）					
本人・保護者の 願い	・構音の不明瞭さを気にして、自信がなくなってしまうことが心配なので、配慮してほしい。				
合理的配慮の 実施内容	・構音の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、発言が終わるまで、話をしっかり聞くように配慮し、「不明瞭な構音があってもいい」というメッセージを伝えていく。 ・個別の指導計画を作成し、各教科等の時間で必要な支援をまとめていく。				
（追加）					
教育機関の支援		目標・機関名	支援内容	評価	
	所属校				
	（追加）				
	就学支援委員会の助言内容				
	（追加）				
	支援籍、交流及び共同学習				
（追加）					
関係機関の支援		機 関 名	支 援 内 容		
	医療・保健				
	（追加）				
	福祉・労働				
	（追加）				
	家庭・地域				
（追加）					
本人のプロフィール	障害の状況				
	これまでの支援内容	生育歴			
		療育歴			
		教育歴			
	相談歴				
	諸検査				
	その他				

（注）療育手帳 ㊿ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

自閉症・情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害の合理的配慮の例

<自閉症・情緒障害（自）、学習障害（学）、注意欠陥多動性障害（注） ①>

- ㊦ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮をしてほしい。（1-1-1）
- ㊦ （自）自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える 等）
- ㊦ （学）読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。（文字の形を見分けることができるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価 等）
- ㊦ （注）行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。（自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用 等）

- ㊦ 学習内容の変更・調整について配慮してほしい。（1-1-2）
- ㊦ （自）自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等）
- ㊦ （学）「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。（習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分 等）
- ㊦ （注）注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。（学習内容を分割して適切な量にする 等）

- ㊦ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮をしてほしい。（1-2-1）
- ㊦ （自）自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
- ㊦ （学）読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等）
- ㊦ （注）聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等）

- ㊦ 学習機会や体験の確保について配慮してほしい。（1-2-2）
- ㊦ （自）自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行う。
- ㊦ （学）身体感覚の発達を促すために活動を通した指導を行う。（体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動 等）また、活動内容を分かりやすく説明し

て安心して参加できるようにする。

- ㊦ (注) 好きなものと関連付けるなど興味・関心が持てるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。

- ㊦ 心理面・健康面について配慮してほしい。(1-2-3)
- ㊦ (自) 情緒障害のある児童生徒等の状態(情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等)に応じた指導を行う。(カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等) また、自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。
- ㊦ (学) 苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。(文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保 等)
- ㊦ (注) 活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。(十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保 等)

- ㊦ 専門性のある指導体制の整備をしてほしい。(2-1)
- ㊦ (自) 自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。
- ㊦ (学) 特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。
- ㊦ (注) 特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

- ㊦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮をしてほしい。(2-2)
- ㊦ (自) 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。
- ㊦ (学) 努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。
- ㊦ (注) 不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

- ㊦ 災害時等の支援体制の整備をしてほしい。（２－３）
- ㊧ （自）自閉症や情緒障害のある児童生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。
- ㊨ （学）指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。（具体的で分かりやすい説明、不安感を持たずに行動ができるような避難訓練の継続 等）
- ㊩ （注）落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。（項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等）

- ㊦ 校内環境のバリアフリー化を進めてほしい。（３－１）
- ㊧ （自）自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりなどする。

- ㊦ 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮をしてほしい。（３－２）
- ㊧ （自）衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。
- ㊨ （学）類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。（余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的にわかりやすいような表示 等）
- ㊩ （注）注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。（余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置 等）

- ㊦ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮をしてほしい。（３－３）
- ㊧ （自）災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。
- ㊨ （注）災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

<自閉症・情緒障害（自）、学習障害（学）、注意欠陥多動性障害（注） ②>

- ㊦ 自閉症・情緒障害、学習障害、注意多動性障害への配慮に関する様々な意思の表明に対して。

- ㊦ 「ちゃんと」「きちんと」などの曖昧な言葉ではなく、何をどうすればいいのか具体的に子どもが分かるように伝えるようにする。
- ㊦ 指示は一つずつ具体的に伝えるようにする。
- ㊦ 教室や学習環境を落ち着けるように整備する。
- ㊦ 視覚的な刺激に反応しやすい場合は、黒板の周りに物を置かない、掲示物を貼らないなど工夫をして、学習に集中できるようにする。
- ㊦ 状況に応じて、課題の量や内容を調整したり、スモールステップで提示するようにする。
- ㊦ 落ち着かず席を離れてしまうなどの場合は、あらかじめ落ち着ける場所を設定する。
- ㊦ 黒板の文字を書き写すことが苦手な場合は、書き写すための時間をきちんと設定する。また、重要な点のみ書き写すようにしたり、補助プリントなどを用意する。
- ㊦ 文字を読むことが苦手な場合は、文字の大きさや文章の量を調整する。また読む場所が見て分かるような穴あきシートを活用したり、文節ごとに線を入れるなどする。
- ㊦ 整理整頓が苦手な場合、ロッカーや机に片付ける物の写真や絵カードを貼るなどして目で見て判断できるようにする。
- ㊦ ルールに沿って活動することが難しい場合は、内容がイメージできるように写真や絵カードを使ったり、話を注意して聴くことができるように、短く具体的で分かりやすい言葉を使う。また、状況によってはルールそのものを工夫する。
- ㊦ 周りの音や光、匂いなどの感覚が過敏だったり鈍感だったりする場合は、教室や学習環境をそのお子さんの状態に合わせて整備したり刺激の量を調節する。
- ㊦ ICT機器を積極的に活用する。

教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名				
ふりがな		住所		
保護者氏名		TEL		
対象期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで3年間			
作成年度	学 校 名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的 ニ ー ズ				
（追加）				
本人・保護者の 願 い	・急な予定の変更や新しいことに対して苦手さがあるので配慮してほしい。			
合理的配慮の 実 施 内 容	・日常生活については個別の予定表を使って確認しながら生活できるようにするとともに、予定の変更等にはできるだけ早くから本人とともに確認し、納得して活動に取り組めるようにする。新しい活動に取り組む際は、事前に知らせると共にスモールステップで取り組む。			
（追加）				
教育機関の 支 援		目 標 ・ 機 関 名	支 援 内 容	評 価
	所 属 校			
	（追加）			
	就学支援委員会 の助言内容			
	（追加）			
	支援籍、交流及 び共同学習			
（追加）				
関係機関の 支 援		機 関 名	支 援 内 容	
	医 療 ・ 保 健			
	（追加）			
	福 祉 ・ 労 働			
	（追加）			
家 庭 ・ 地 域				
（追加）				
本人の プ ロ フ ィ ー ル	障害の状況			
	これまでの 支 援 内 容	生育歴		
		療育歴		
		教育歴		
	相談歴			
	諸検査			
	その他			

（注）療育手帳 ㊤ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

参考11 (その他の記載例①)

教育支援プランA (個別の教育支援計画)

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名				
ふりがな		住所		
保護者氏名		TEL		
対象期間	平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで3年間			
作成年度	学 校 名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的 ニ ー ズ				
(追加)				
本人・保護者の 願 い	・特別支援学校に通うようになってからも、地元の小学校(または幼稚園・保育園・中学校)で一緒だった友達との交流の機会を持たせたい。			
合理的配慮の 実 施 内 容	・地元の小学校(または中学校)で支援籍を取得し、学期に1回支援籍学習を実施する。			
(追加)				
教育機 関 の 支 援		目 標 ・ 機 関 名	支 援 内 容	評 価
	所 属 校			
	(追加)			
	就学支援委員会の 助言内容			
	(追加)			
	支援籍、交流及 び共同学習			
(追加)				
関 係 機 関 の 支 援		機 関 名	支 援 内 容	
	医 療 ・ 保 健			
	(追加)			
	福 祉 ・ 労 働			
	(追加)			
	家 庭 ・ 地 域			
(追加)				
本 人 の プ ロ フ ィ ー ル	障害の状況			
	こ れ ま だ の 支 援 内 容	生育歴		
		療育歴		
		教育歴		
	相談歴			
	諸検査			
	その他			

(注)療育手帳 ㊤ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意	
本人氏名					
ふりがな		住所			
保護者氏名		TEL			
対象期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで3年間				
作成年度	学 校 名	校 長 名	学部・学年・組	記入者名	
1					
2					
3					
特別な教育的 ニ ズ					
（追加）					
本人・保護者の 願 い	・アトピー性皮膚炎のため、特に乾燥している冬場はかゆがったり、かきむしって出血したりすることがあるので、保湿クリームを塗ってほしい。				
合理的配慮の 実 施 内 容	・体育で汗をかいた後など、保湿クリームを塗る。冬場については、保護者と相談し、時間を決めて保湿クリームを塗る。				
（追加）					
教育機関の支援		目 標 ・ 機 関 名	支 援 内 容	評 価	
	所 属 校				
	（追加）				
	就学支援委員会の 助言内容				
	（追加）				
	支援籍、交流及 び共同学習				
（追加）					
関係機関の支援		機 関 名	支 援 内 容		
	医 療 ・ 保 健				
	（追加）				
	福 祉 ・ 労 働				
	（追加）				
	家 庭 ・ 地 域				
（追加）					
本人のプロフィール	障害の状況				
	これまでの支援内容	生育歴			
		療育歴			
		教育歴			
	相談歴				
	諸検査				
	その他				

（注）療育手帳 ㊤ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名				
ふりがな		住所		
保護者氏名		TEL		
対象期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで3年間			
作成年度	学校名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的ニーズ				
（追加）				
本人・保護者の願い	・選択性かん黙があり、特に校外行事への不安がとて大きい。行事に向けて安心できるような配慮をお願いしたい。			
合理的配慮の実施内容	・修学旅行の調べ学習をしていく中で、見学したい場所や楽しみにできる場所の理解を進める。安心できる友達と一緒にできるようにグループ編成し心配なく参加できるようにする。			
（追加）				
教育機関の支援		目標・機関名	支援内容	評価
	所属校			
	（追加）			
	就学支援委員会の助言内容			
	（追加）			
	支援籍、交流及び共同学習			
（追加）				
関係機関の支援		機 関 名	支 援 内 容	
	医療・保健			
	（追加）			
	福祉・労働			
	（追加）			
	家庭・地域			
（追加）				
本人のプロフィール	障害の状況			
	これまでの支援内容	生育歴		
		療育歴		
		教育歴		
	相談歴			
	諸検査			
	その他			

（注）療育手帳 ㊤ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

